

農薬販売者が遵守すべき事項 (R7.04.01一部改正)

兵 庫 県

1 届 出

届出にあたっては、別紙「農薬販売届出書類一覧表」を参考に行うこと。

(1) 届出の種類と時期

ア 新設届(新たに農薬を販売する場合)

様式第1号に関係書類を添えて、販売開始の日までに届出る。

イ 増設届(販売店舗を増設した場合)

様式第2号に関係書類を添えて、変更が生じた日から2週間以内に届出る。

ウ 変更届(届出事項(氏名、名称、住所、販売所の所在地等)に変更が生じた場合)

様式第3号に関係書類を添えて、変更が生じた日から2週間以内に届出る。

エ 廃止届(販売を廃止した場合)

様式第4号により、廃止した日から2週間以内に届出る。

オ 受理した事項の証明の願出(農薬販売届の届出確認を希望する場合)

様式第5号により願出する。ただし、願出者については、原則として次の各号によるものとする。

(ア) 個人の場合、本人又はその親族とする。

(イ) 法人の場合、その役員とする。

(2) 提出先

農業改良課に届を提出するものとする。

(3) 留意事項

上記届出のほかに、関係法令に基づく申請・届出等を行うこと。

ア 毒物又は劇物に該当する農薬を販売するには、営業を開始する前に毒物または劇物の販売業の登録申請書を、店舗ごとに、その店舗の所在地を所管する県民局(県民センター)の健康福祉事務所(芦屋・宝塚・伊丹・加古川・加東・中播磨・龍野・赤穂・豊岡・朝来・丹波・洲本の12か所)に提出し、登録を受けなければならない。(但し、神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市については各市保健所へ提出する。)(毒物及び劇物取締法第4条)

イ 農薬にも肥料にも該当するもの(石灰窒素等)を販売しようとするときには、販売業務を行う事業場ごとに当該事業場において販売業務を開始した後2週間以内に、県知事あてに肥料販売業務開始届出書を提出すること。(肥料の品質の確保等に関する法律第23条)

ウ 消防法に定める危険物に該当する農薬(例えば、塩素酸塩粉剤は酸化性固体、水和硫黄剤は可燃性固体、MEP乳剤は引火性液体第2石油類等)は、取り扱いまたは貯蔵等について、市町長又は県知事の許可等を受ける必要がある。(消防法第11条)

2 帳簿の備え付け及び記載

農薬販売者は、帳簿を備え付け、これに農薬の種類別に譲受数量及び譲渡数量を、真実かつ完全に記載し、少なくとも3年間はその帳簿を保存しなければならない。(農薬取締法施行規則第16条第2項)

(注1) 毒物又は劇物農薬を販売又は授与したときは、その都度、次に掲げる事項を記載し押印した書面の提出を受け、5年間保存しておかななければならない。(但し、譲受人

が毒物劇物営業者の場合は①、②、③の事項を書面に記載しておく。)

(毒物及び劇物取締法第14条)

① 毒物又は劇物の名称及び数量

② 販売又は授与の年月日

③ 譲受人の氏名、職業及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)

(注2) 以上のほか、塩素酸塩除草剤(塩素酸塩類35%以上)については、身分証明書、運転免許証、国民健康保険被保険者証等その交付を受ける者の氏名及び住所の確認に足る資料の提示を受けて行い、その確認に関する帳簿(交付した劇物の名称、年月日、氏名及び住所)を作成しなければならない。(毒物及び劇物取締法第15条)

3 農薬の販売

農薬販売者は農薬の販売時には、正当な用途に供されるものであることを確認するとともに、その使用方法、保管等についても購入者に指導すること。

(1) 販売にあたって留意する農薬

ア 農薬の容器又は包装に農薬取締法第16条(製造者及び輸入者の農薬の表示)の規定による表示のない農薬(特定農薬を除く。)は販売しない。

イ 農薬取締法第18条第2項により、販売を禁止された農薬は販売しない。

ウ 保管あるいは取扱い不適切等の理由のため、薬剤の分解、他物質の混入、表示ラベルの不鮮明となったもの、あるいは包装・容器の破損した農薬は販売しない。

エ 登録失効農薬や期限切れ農薬は販売しない。

オ 水質汚濁性農薬や毒物農薬等、県が使用しないよう指導している農薬の販売は避ける。等

(2) 販売する際にしてはいけないこと

ア 農薬の有効成分の含有量又はその効果に対して虚偽の宣伝をしてはならない。

イ 農薬でないもの(登録を受けていない)を、農薬である(登録を受けている)と誤認させる宣伝をしてはならない。

ウ 農薬の容器又は包装を開いて、その内容を分割して販売してはならない。

エ 毒物又は劇物の販売業の登録を受けないで、毒物又は劇物農薬を販売又は授与してはならない。等

(3) 販売してはいけない相手

ア 特定毒物は、毒物劇物営業者、特定毒物研究者又は特定毒物使用者でなければ、譲り渡し、又は譲り受けてはならない。(毒物及び劇物取締法第3条の2)

イ 毒物又は劇物農薬は、年齢18才に満たない者、精神の機能の障害により保健衛生上の危害の防止措置を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者又は麻薬、大麻、アヘンもしくは、覚せい剤の中毒者に販売してはならない。(毒物及び劇物取締法第15条)

ウ 農薬の目的外使用、悪用等の恐れのある場合、特に塩素酸塩除草剤については、譲受人の身分等を確かめるに足る資料の提出を求め、不審な者には販売しないこと。

エ パラコート剤については、農家、防除業者等使用場面の限定できる者以外には販売しないこと。等

(4) 販売における助言・指導

販売の窓口において、農薬購入者に対し農薬の取り扱い等についての適切な助言・指導に努める。

- ア 農薬容器のラベル等に記載の使用方法を遵守すること。
 - イ 防除装備の着用、使用後の余った農薬等は適正に保管・処分すること。
 - ウ 風向きなどの気象条件に注意するとともに、地域住民等周辺環境にも配慮すること。
- 等

4 農薬の保管管理

- (1) 農薬の貯蔵、保管の整備は、保健衛生上危害の恐れのないようにするとともに、鍵のかかる堅固な設備とする等、盗難防止上適切なものとする。（農薬と他の資材、特に食料品とは保管場所を分離するとともに、高温・多湿の所は避け、青少年の手の届かない安全な場所に保管する。）
- (2) 毒物又は劇物農薬にあつては、その保管場所（貯蔵、陳列）に「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しておくとともに、その他のものと区分した専用のものでし、鍵をかけて貯蔵する。（毒物及び劇物取締法第12条）
- (3) 危険物に該当する農薬を貯蔵する場合は、その位置、構造及び技術上の基準が法令（危険物の規則に関する政令第9条）に適合したものであること。
- (4) 農薬（特に塩素酸塩類等）は、できるかぎり必要の都度、必要量を購入することとし、貯蔵・保管する量及び期間を少なくする。
- (5) 法令（毒物及び劇物取締法第7条）に定める取扱い責任者又は取扱主任等が置かれている場合を除き、管理責任者を定め、塩素酸塩類等の出納は、管理責任者又はその指名を受けた者のみが行うこととする。
- (6) 定期的に貯蔵・保管設備を点検するとともに、貯蔵している農薬を帳簿と照合し、在庫量を確認する。
- (7) 農薬購入者に農薬を届ける際は、必ず責任のある人に手渡すこととし、留守の場合に玄関先に野積みするなどは差し控える。

5 農薬管理指導士の配置

県が実施する「農薬管理指導士」の認定を取得し、農薬の取扱いについて指導的な役割を担う者を販売所に配置するよう努める。